

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

50年間ありがとうございました
長伏プールを廃止します

昭和46年の営業開始から多くの皆さんにご利用いただいた長伏プールは、施設の老朽化が著しく、安全面、衛生面の確保が困難であることから、令和5年度をもって廃止する予定です。長年にわたり、長伏プールをご利用いただきありがとうございました。

対象プール	営業終了日
だるまプール、ちびっこプール	令和5年9月3日(日)
長伏スケートリンク	令和6年3月31日(日)

※今後は市民温水プール、上岩崎プールをご利用ください。

問スポーツ推進課 ☎ 987・7571



▲左：だるまプール、右：ちびっこプール

催し

地域文化の未来の担い手育成
しゃぎりフェスティバル 2023

子どもたちをはじめ多くの人に「しゃぎり」の魅力を伝え、地域文化の未来の担い手育成へとつなげる「しゃぎりフェスティバル」を開催します。

演奏のほかしゃぎり講座では、独自の視点でしゃぎりのルーツに迫ります。

出演団体 芝町青年会、東本町二丁目しゃぎり会、三嶋緑町しゃぎり会、大宮町三丁目自治会しゃぎり部、大場しゃぎり保存会

整理券配布場所 各出演しゃぎり保存会
文化振興課（大社町別館2階）

時 9月3日(日)午後1時～5時

場 市民文化会館 大ホール

問 文化振興課 ☎ 983・2756



▶ 昨年度の様子 ▶

情報

「住民税非課税世帯」・「住民税均等割のみ課税世帯」に対する
価格高騰重点支援給付金



◀ 詳細はこちら

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

■支給対象者

基準日（令和5年6月1日）に三島市に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯

- ①令和5年度の住民税が課税されていない世帯
- ②令和5年度の住民税均等割のみが課税されている世帯（市独自事業）

※配偶者などからの暴力（DV）を理由に避難している人で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない人も受給できる可能性があります。

■申請方法

対象世帯に対し、8月上旬に書類を送付予定。11月15日(木)までに郵送またはインターネットで申請

申請先 福祉総務課重点支援給付金給付窓口

☎ 411・8666 北田町4・47

※令和4年度「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（1世帯あたり5万円）が口座振込みにより給付され、かつ、その給付時点から世帯主に変更がない世帯（市で所得情報を把握できていない人が世帯内にいる場合を除く）は、手続き不要（「支給のお知らせ」を郵送）

問 福祉総務課重点支援給付金給付窓口

▶ 申請受付状況・振込日の確認：☎ 050・3537・0513

▶ そのほかの問合せ：☎ 957・7301

情報

計算方法を確認しましょう
後期高齢者医療制度の保険料について

$$\begin{array}{rcccl} \text{所得割額} & & & & \text{均等割額} & & & & \text{保険料} \\ \text{(前年の総所得金額等 - 43万円)} \times 8.29\% & - & & & 4万2,500円 & = & & & \text{限度額 66万円} \end{array}$$

令和5年度の後期高齢者医療制度の保険料は、令和4年中の所得に基づき、8月に決定します。保険料は個人単位で計算し、計算方法は上記のとおりです。

■保険料の軽減

所得が一定基準以下の人は、均等割額が下表のとおり軽減されます。

世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計 ^{※1}	軽減割合
43万円 + (給与所得者 ^{※2} などの数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (給与所得者 ^{※2} などの数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 世帯の被保険者数 以下	5割
43万円 + (給与所得者 ^{※2} などの数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × 世帯の被保険者数 以下	2割

- ※1 保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の、公的年金などに係る所得からは、さらに15万円を控除
- ※2 55万円超の給与収入と公的年金などに係る所得(65歳未満：60万円超、65歳以上：110万円超)を有する者

■被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。

※これまで国民健康保険を使っていた人は、この特例措置に該当しません。

問保険年金課 ☎ 983・2710

情報

口座振替が便利です
国民年金保険料の納付

口座振替は、指定の金融機関の預金口座から、定期的に国民年金保険料を振替して納付する方法です。口座振替で納付すると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。また、まとめて前払い(前納)すると国民年金保険料が割引されます。

10月分から令和6年3月分までの保険料について半年前納としたい場合の申込みは、8月21日(月)までです。

■口座振替納付方法の種類

納付方法	申込期日	振替日	納付額	割引額 (令和5年の額)
翌月末振替	随時	翌月末 (1カ月分)	16,520円	なし
当月末振替	随時	当月末 (1カ月分)	16,470円	毎月50円
半年前納	8月21日	毎年10月末日 (6カ月分)	97,990円	1,130円

※割引額がさらに大きくなる2年前納(割引額16,100円)、1年前納(割引額4,150円)の制度もあります。

注4月分からの半年・1年・2年前納は2月中旬までに申込みをしてください。

■口座振替の申込方法

場 保険年金課国民年金係、日本年金機構三島年金事務所、指定の金融機関のいずれか

持 預貯金通帳、金融機関届出印、基礎年金番号を明らかにできる書類(年金手帳、納付書など)

問 保険年金課 ☎ 983・2606

日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166